

令和5年度 集団指導

実地指導での主な指摘事項

中部広域市町村圏事務組合



主な指摘事項等①(共通)

・ 障害者虐待防止のさらなる推進(令和4年度より義務化)

障害者虐待に係る取組について、令和4年度より義務化されているが、その取り組みが行われていない。

①従業員への研修実施

②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

③虐待の防止等のための責任者の設置

主な指摘事項等②(共通)

• 身体拘束の適正化の推進(令和4年度より義務化)※一部除く

身体拘束に係る取組について、令和4年度より義務化されているが、その取り組みが行われていない。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

主な指摘事項等③(共通)

- 感染症対策の強化(令和6年度より全サービス義務化)

感染症の発生及びまん延防止等の取組の徹底(委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施)について、その取り組みが行われていない。

- 業務継続に向けた取組について(令和6年度より全サービス義務化)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画策定及び研修及び訓練の実施について、その取り組みが行われていない。

主な指摘事項等④(共通)

• 利用契約の締結

利用申込者との利用契約においては、障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、**運営** 規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者の同意を得ること。とされているが、適切に事務処理されていない。

• 契約内容の報告等

• 契約を締結した際に、**市町村への報告**が提出されていない。

主な指摘事項等⑤(共通)

• 事業所の変更届

事業所は、サービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった時、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、10日以内に届出でなければならないが、届け出ていない。

• 従業者の秘密保持

従業者から、秘密保持に関する誓約書を取得されていなかったり、書類に不備が確認された。

主な指摘事項等⑥(共通)

• 管理者の責務

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。

例1:従業者や利用者のタイムカードの管理が適切になされておらず、出勤状況や利用状況が証明できない状況が確認された。

例2:モニタリングや個別支援計画の更新時期の管理が適切になされておらず、適切な時期に実施できていない状況が確認された。

例3:従業者や利用者の勤務状況や利用状況、有給休暇等の管理が適切に行われていないことが確認された。

例4:従業者の資格証及び実務経験証明書が実地指導時に確認できなかった。

例5:パソコンの故障により、データが完全に消失し記録がないことが確認された。バックアップをとるなど適切に記録を管理すること(記録の保存は5カ年間です。)

なお、記録がない場合には、給付費の返還となる場合があります。

主な指摘事項等⑦(共通)

- 受給者証の確認

利用契約を行ったときは、サービスの内容、契約支給量、その他必要な事項を受給者証に記載されていないことが確認された。また、その受給者証の写しを保管していないことも確認された。

- 事故報告

事業所内等で発生した事故の市町村への報告が、速やかに行われていないことが確認された。また、再発防止のための具体的な取組が行われていないことが確認された。

主な指摘事項等⑧(共通)

- 個人情報使用同意

個人情報使用の同意について、利用者及びその家族等から同意を得られていないことが確認された。

- 給付費の額の通知

法定代理受領により、給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額の通知されていないことが確認された。

主な指摘事項等⑨（共通※計画相談を除く）

• 個別支援計画について

個別支援計画について、下記の指摘が多くみられました。

例1: 個別支援計画が作成されていなかった。または、更新されていなかった。

例2: サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とは別の従業者が作成していた。

例3: 更新の度、一言一句同じ個別支援計画が作成されていた。

例4: 個別支援計画の本人同意がなかった。本人に交付されていなかった。

例5: サービス担当者会議が開催されていなかった。記録がなかった。

例6: 支援目標を達成しているとして評価されているが、更新後も同じ支援目標が設定されていた。

主な指摘事項等⑩（共通※計画相談を除く）

- サービス等利用計画と個別支援計画について

サービス等利用計画と個別支援計画について、下記の指摘が多く見受けられました。

例1: サービス等利用計画より先に個別支援計画が作成されていた。

例2: サービス等利用計画と相反する目標が設定されていた。

例3: サービス等利用計画にない利用日に利用が計画されていた。

主な指摘事項等⑪（共通※計画相談を除く）

• サービス提供実績記録

サービス提供の記録において、利用者本人への利用確認を行っていないことや、出勤簿（タイムカード等）とサービス提供実績記録の相違などが確認された。

• 個別支援記録等

アセスメント記録及び個別支援記録、サービス提供記録において、利用者の意向や相談内容、利用状況（身体・日常生活の状況、障がいの経過、住宅状況、家庭環境等）等の記載がされていないことが確認された。

主な指摘事項等⑫（共通※計画相談を除く）

• 給付費の請求

利用者の利用実績(タイムカード等)と国保連へ請求している日数及び送迎加算や食事提供加算、欠席時対応加算等の回数が一致しないことが確認された。また、その記録がないことも確認された。

• サービス担当者会議

サービス管理責任者による、個別支援計画原案の内容に意見を求める会議(サービス担当者会議)の開催が確認できなかった。

• 指定障害福祉サービス事業の評価

指定障害福祉サービス事業者は、事業評価を行わなければならないが、事業評価の実施が確認できなかったため、事業評価を適切に行うこと。

• 障害者虐待防止の更なる推進

従業者に対する虐待防止のための研修の記録が確認できなったり、虐待防止委員会の定期開催の実施が確認されなかった。

主な指摘事項等①(居宅系)

- サービス実績記録

居宅支援等の実績の提供時間の記録が、定型の支援計画で請求されていることが確認され、またサービスの提供内容の記録とも一致しないことが確認された。提供時間及び提供内容等について実態に合わせた請求を適切に行うこと。

- サービス提供をしていない日の給付費の請求について

利用者の急なキャンセルや訪問時に不在等の理由により、給付費を請求している事例が確認された。サービスの提供を行っていない日には給付費の請求はできません。適切に請求を行うこと。

主な指摘事項等②(居宅系)

- サービス実績記録のない請求について

居宅支援等の実績の提供時間の記録がないが、請求されている事案が確認された。提供内容及び時間について実態に合わせた請求を適切に行うこと。

主な指摘事項等①（通所系）

- サービス担当者会議

個別支援計画の作成に係る会議（サービス担当者会議）が実施されていないことが確認されたため、適切に会議を行い個別支援計画を作成すること。

- モニタリング

モニタリングが実施されていないことや、実施されていても、その記録（日時・参加者・内容等）がないことが確認されたため、適切に記録すること。

- 利用者の利用実績

利用者の利用実績において、実際の利用時間（タイムカード等）と実績記録において相違が確認されたため、適切に記録すること。

- 個別支援計画

個別支援計画を利用者等に交付していないことや、未同意であることが確認された。同意や交付は適切に行うこと。

個別支援計画が当初の作成から六月（就労移行支援事業など事業によっては三月）以上作成（更新）されていないことが確認された。サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、利用者への継続的なアセスメントや利用状況等の把握を行うとともに、少なくとも六月（三月）に一回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を適切に行うこと。

主な指摘事項等①(通所・就労系)

・ 就労継続支援A型のスコア表

※ 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(令和3年3月30日付障発0330第5号)の通知を熟読し、評価すること。

※ 令和3年度、令和4年度の実施指導において、検査を行ったほぼ全てのA型事業所でスコア表の修正(減点等)が生じていますので、再度、自主点検をお願いします。

※ 令和3年度、令和4年度の実施指導において、スコア表の修正があり、過大な返還金が生じています。

項目	点数
1.1 施設情報	10
1.2 施設情報	10
1.3 施設情報	10
1.4 施設情報	10
1.5 施設情報	10
合計	50

項目	点数
1.1 施設情報	10
1.2 施設情報	10
1.3 施設情報	10
1.4 施設情報	10
1.5 施設情報	10
合計	50

主な指摘事項等②(通所・就労系)

・就労継続支援A型のスコア表

①労働時間について

県へ提出されている工賃実績報告(別紙13-1)(以下、「工賃実績報告」という。)と実際に利用している時間数やタイムカードとの利用時間に相違がある。

②生産活動について

工賃実績報告と賃金台帳、生産活動収入の根拠資料(台帳・領収書・通帳等)の金額に相違がある。

③多様な働き方について

- ・前年度の実績を評価するものであるが、それ以前または今年度の実績にて評価している。
- ・実績があると答弁があるが、記録がない。
- ・就業規則等に、在宅勤務、フレックスタイム制、短時間勤務、有給休暇の時間単位取得や計画付与制度、時差出勤制度、傷病休暇等の取得に関する事項の記載が無いが、評価(加点)されている。

主な指摘事項等③(通所・就労系)

- 就労継続支援A型のスコア表

- ④支援力向上

- ・特別支援学校からの視察や実習の受入は対象外であるが、実績として評価している。
- ・研修、視察、実習の受け入れ、販路拡大の商談会等への参加など、その確認できる記録が残されていない。
- ・研修会への参加の項目で、サービス管理責任者研修や相談支援従事者研修への参加で加点している。

- ⑤地域連携活動について

取り組みの実施結果及び連携先である企業や地域住民の当該取り組みに係る第三者からの評価のコメントが確認できなかった。

※ スコア表は、毎年度4月中にホームページ等で公表することとなっていますので、注意して下さい。公表等を行っていない場合は、減算となる場合があります。

主な指摘事項等④（通所・就労系）

- 工賃

前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額及び設定した工賃の目標水準を利用者に通知していないことが確認された。目標水準及び工賃の平均額は適切に利用者に通知すること。

- 最低賃金

就労継続支援A型においては、一部最低賃金以下で支給していることが確認されたため、最低賃金を下回らないよう適切に支給すること。

- 工賃実績記録

生産活動における収入や工賃支払台帳などの根拠資料と、工賃実績報告において相違が確認されたため、適切に管理を行うこと。

- 雇用契約の締結

就労継続支援A型において、雇用契約を締結すべき利用者のうち、雇用契約を締結していない利用者が一部確認されたため、雇用契約の締結を適正に行うこと。

- 余剰金の取扱い

生産活動により余剰金が生じているが、福祉活動に支出されていた。生産活動により余剰金が生じる場合は、原則賃金・工賃として支払うこととされているため、適切に支給すること。

主な指摘事項等⑤(通所・就労系)

- 食事提供加算

利用者が調理した食事を提供して加算を算定していた。

市販の弁当を注文して加算を算定していた。

他の事業所で調理した食事を提供して加算を算定していた。

- 施設外就労

就労支援を提供する場所に、支援者が配置されていないことが確認されたため、適切な配置により支援を行うこと。

施設外就労先の企業との請負作業に関する契約が締結されていない。

主な指摘事項等⑥(就労系)

・在宅支援の記録

在宅支援については、下記の①～⑦の要件をいずれにも該当する場合に報酬が算定することとなっているが、その記録を確認することができなかった。

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

主な指摘事項等①(児童)

- 利用定員の遵守について

恒常的に定員超過をしている状況が散見された。

150%を超過しているにもかかわらず、減算を適用していなかった。

- 人員配置について

サービスの提供時間を通じて、適切な人員配置がなされていなかった。

児童指導員の実務経験書が確認できず、児童指導員としての資格要件を確認できなかった。

主な指摘事項等①(計画相談)

• 相談支援専門員の業務

以下の点について、**相談支援専門員が実施していないことが確認された**ため、適切に行うこと。

- ①サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の希望や課題等を把握し作成すること。
- ②アセスメントにおいては、原則、利用者の居宅等を訪問し、行うこと。
- ③アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。

また、補助員のみでアセスメントを実施していることも確認されたため、相談支援専門員も必ず同行して行うこと。

• 身分証

相談支援専門員への身分を証する書類が確認できなかつたため、身分を証する書類を発行し携行すること。

• インフォーマルサービス等

サービス等利用計画において、**障害福祉サービス等以外の福祉サービスや地域における自発的な活動によるサービス(インフォーマルサービス等)の記載が確認できなかつた**。インフォーマルサービス等を活用した支援をサービス等利用計画上に位置付けること。

主な指摘事項等②(計画相談)

- サービス等利用計画

サービス等利用計画案を作成した後、本計画が作成されていないことが確認されたため、サービス等利用計画案を作成後には、本計画を適切に作成し、利用者へ同意と交付を行うこと。

また、一部の利用者がサービスを利用後に、計画案又は本計画を作成していることも確認されたため、計画案又は本計画はサービス提供前に作成し、同意と交付を行うこと。

- サービス担当者会議

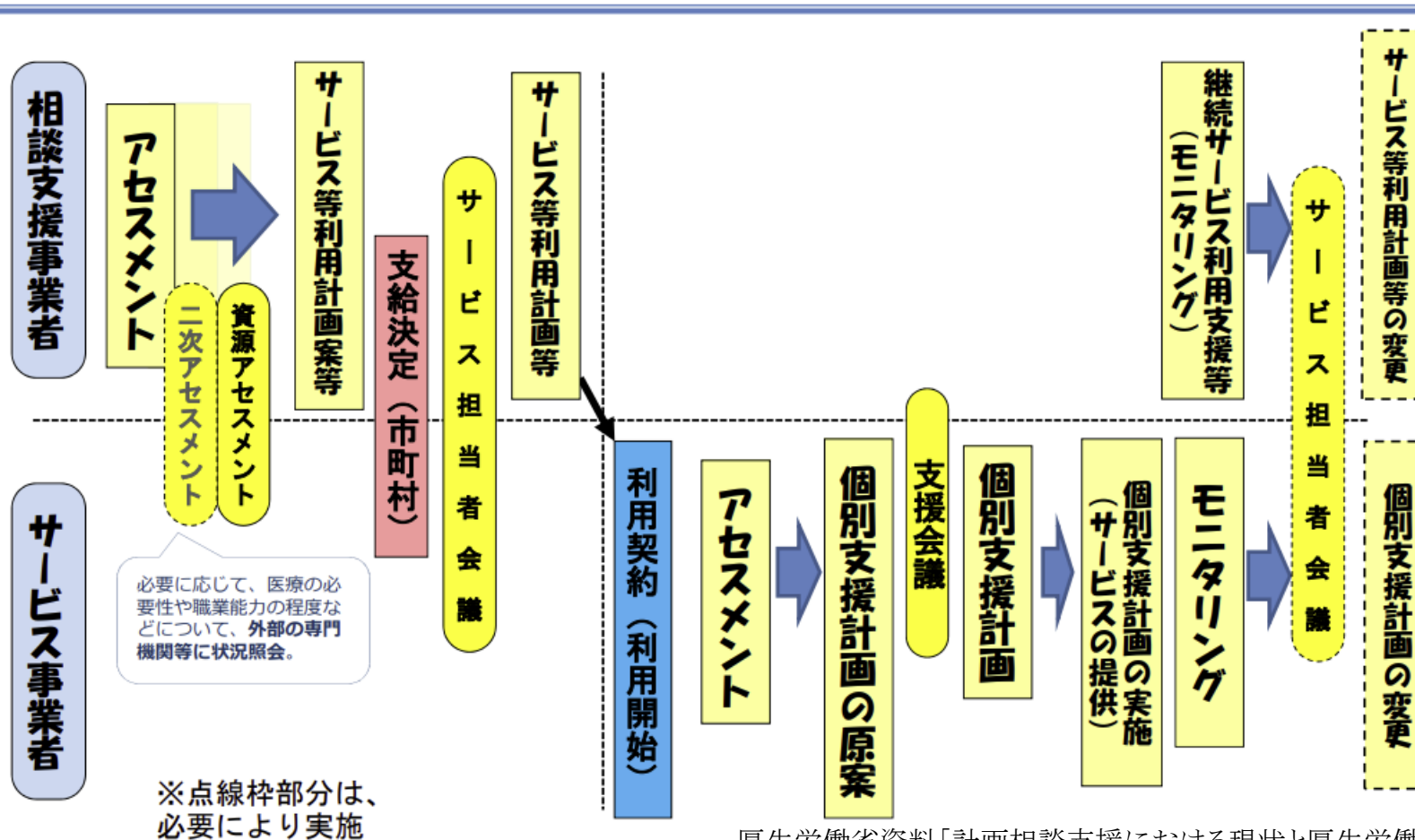
サービス利用支援の実施時においては、原則、利用者の居宅等を訪問し、面接等を行わなければならないが、居宅等を訪問していないことが確認されたため、適切に行うこと。

- アセスメント記録

アセスメント記録において、病院等からの情報提供記録のみで相談支援事業所で実施したアセスメント記録が確認できなかった。

アセスメントにおいては、相談支援専門員が行い、適切に記録すること。

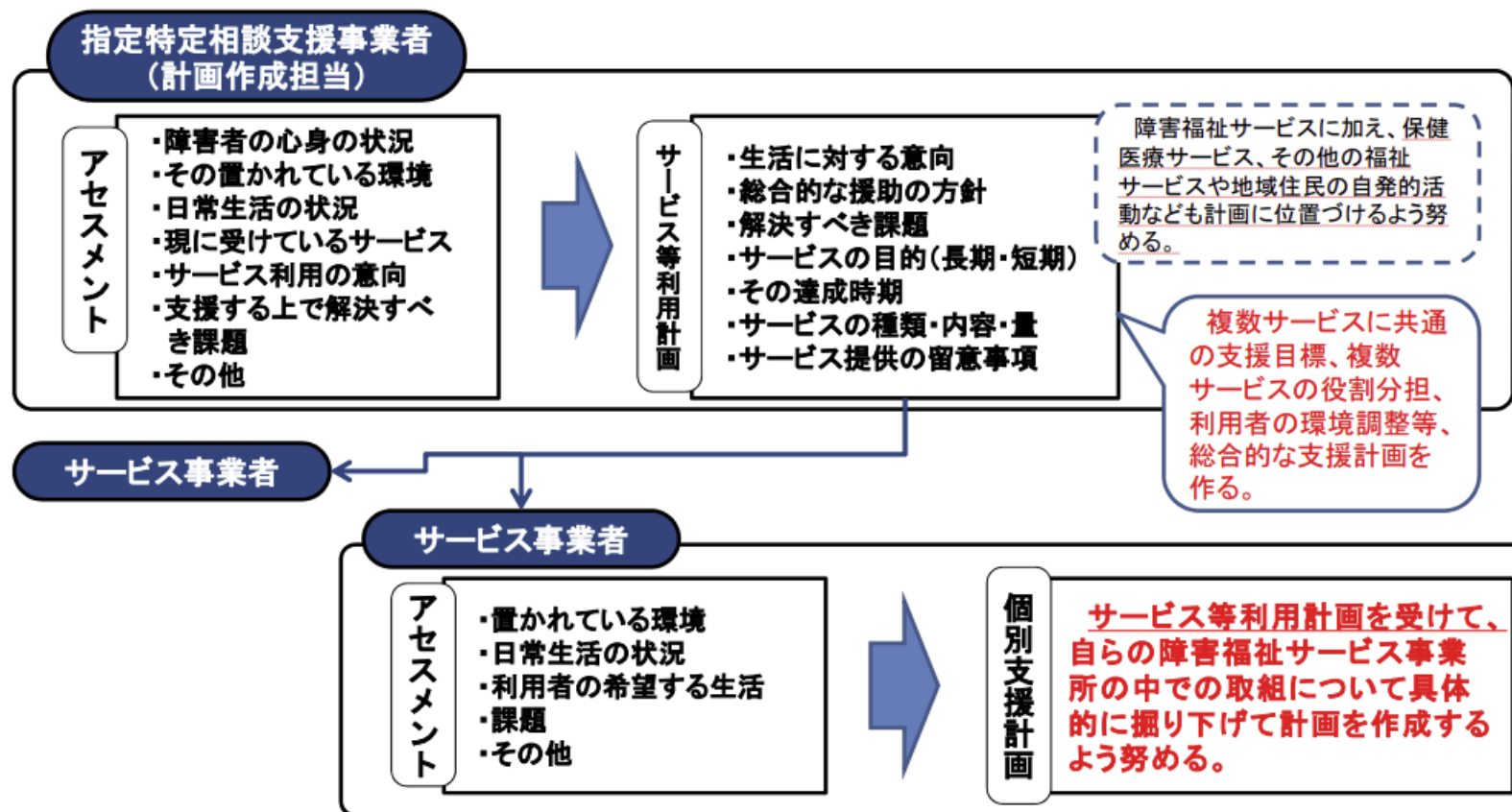
指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者 と障害福祉サービス事業者の関係



厚生労働省資料「計画相談支援における現状と厚生労働省の取組」より

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



主な指摘事項等③(計画相談)

- モニタリング

モニタリングについて、モニタリング月と実施日に相違が確認されたことや、モニタリングを実施していないことが確認された。モニタリング月の管理を徹底し、モニタリングを適切に行うこと。

また、モニタリング報告書の利用者の同意を得た日付や押印漏れが確認されたため、適切に記入すること。

- 継続サービス利用支援費

サービス担当者会議等の記録では、サービス等利用計画の変更が必要とされていたがサービス等利用計画の変更がなされていないことが確認されたため、実態に合わせたサービス等利用計画の作成及び変更を行うこと。

- 入院時情報連携加算

入院時情報提供時等の日時、場所、手法(電話又は医療機関への訪問等)の確認ができなかった。情報の提供方法によって、加算の単位数が異なるため適切に記録を残すこと。